

第3回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日時 : 平成18年3月28日(火) 午前10時00分~午前11時50分

2 場所 : 千葉中央コミュニティセンター 会議室「千鳥」

3 出席者

(1) 委員

多賀谷一照会長、中曽根玲子副会長、秋谷正樹委員、伊藤久恵委員、稲垣総一郎委員、小賀野晶一委員、仲田銀委員、藤田雅夫委員、平戸美和子委員、松戸義明委員

(2) 事務局

藤代総務局長、太田総務部長、鈴木総務課長、大曾根市政情報室長、若菜総務課主査、有富総務課主任主事、山下総務課主任主事

4 議題

(1) 前回会議の議事録について

(2) 平成16年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(3) 諮問事項の審議

諮問第2号 個人情報の本人収集の原則及び目的外の利用又は提供の禁止の例外について(千葉市個人情報保護条例第7条第2項第9号及び第8条第1項第6号の規定に基づく諮問)

(4) その他

5 議事の概要

(1) 前回会議の議事録について

事務局の案が承認された。

(2) 平成16年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

事務局から説明を受け、質疑応答した。

(3) 諮問事項の審議

事務局から説明を受け、質疑応答し、意見が出た箇所について、一部項目の削除、修正を加えた上で、最終的な決定を会長に一任することとして承認した。

(4) その他

6 会議経過

(事務局 鈴木総務課長) 皆様、おはようございます。総務課長の鈴木でございます。ただいまから第3回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

委員皆様方には、年度末の公私とも大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日の会議は、事前に委員の皆様方のご了解をいただきまして、公開の会議として開催いたしております。

それでは、多賀谷会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

(1) 前回会議の議事録について

(多賀谷会長) それでは、会議次第に従いまして、議事を執り行っていきたいと思います。

まず、1、前回会議の議事録について、既に事前にお送りしておりますが、修正点等ありますか。

よろしいですか。それでは、案のとおり議事録を確定します。

(2) 平成16年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(多賀谷会長) 次に、議題2、平成16年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告についてを議題とします。事務局からご説明をお願いします。

(事務局 若菜総務課主査) それでは、情報公開と個人情報保護制度の運用状況について、報告いたします。

説明に使う資料は、お手元に配付してある資料2、千葉市公報と資料3、平成16年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書です。

それでは、まず資料2、千葉市公報をごらんください。公告の最後、29ページと31ページに情報公開条例の施行の状況、その下に個人情報保護制度の運用状況として、平成18年3月15日付け千葉市公報に掲載しています。

「千葉市情報公開条例第30条の規定に基づき、平成16年度における各実施機関の施行の状況を次のとおり公表します。」として、公告第56号で公表しています。これは、市長が毎年1回、各実施機関におけるこの条例の施行の状況について取りまとめて概要を報告するという規定に基づいて行っているものです。

主な内容について、この公告の内容で一通りご説明します。1番目の開示請求の件数及びその処理状況は表になっているものです。2番目に不服申立ての件数及びその処理状況、3番目に千葉市情報公開審査会の運営状況、4番目に千葉市情報公開審議会の運営状況、その他必要な事項として、5番目に千葉市附属機関等の会議の公開に関する状況、6番目の出資等法人の文書開示申出の件数及びその処理状況、こういった内容で公報に掲載して市民に示しています。

それでは、1ページ目に戻りまして、開示請求の件数及びその処理状況について、詳しくご説明します。

こちらの表は、平成16年度に公文書の開示請求があった状況です。その表の一番下、

合計、請求件数ですが、年間402件の請求がありました。うち、実施機関の千葉市長に対して326件、その他の実施機関として消防長10件、教育委員会15件、選挙管理委員会6件、人事委員会5件、監査委員17件、農業委員会6件、固定資産評価委員会4件、議会13件の計402件です。

この制度が始まって今日までの経過として、運用状況報告書の7ページに年度ごとにまとめた表があります。平成6年からこの制度が始まり、平成16年度までの経緯が記載されていますが、前年、平成15年度と比較すると、平成15年度に267件あったものが402件となり、約1.5倍に増加しております。平成14年度から比較しますと、平成14年度には181件あり、平成15年度には1.5倍、さらに平成15から16年度には1.5倍とかなり増えている状況です。

割合ですが、平成16年度の請求件数の内容を処理件数で比較すると、402件中、処理件数が全体で430件でした。そのうち、すべてを開示したものが112件で全体の26%、部分開示をしたものが104件で全体の24%、全く開示をしなかった不開示決定をしたものが204件で、全体の47%です。

運用状況報告書8ページ目が、公報に記載されている内容の平成16年度の細かいものです。実施機関別に見ると、市長には326件の請求がありましたが、そのうち多いものが財政局で84件あり、全体の20.8%です。次は保健福祉局で49件、12.2%の割合です。

続いて、それでは実際に開示請求がどういった公文書の内容での請求があったかを9ページの表3にまとめてあります。主なものとして、市政の処分停止問題関係の請求が全体で199件ありました。402件のうち199件ですので、半数近い49.5%の請求がこれで占められています。次に多かったものが保健所の許認可関係の関係書で、26件あり、全体の6.5%です。

具体的にどういった請求であったかについて、運用状況報告書の28ページに、平成16年度における公文書開示請求の内容及び処理の状況として、平成16年4月5日に請求があった整理番号第1番目のものから第402番目の82ページまですべての請求のものについて、請求の内容がわかるように表で整理してあるものがこちらです。先ほど申しました市政の処分停止問題関係の請求が、例えば28ページの整理番号5番にあります。元納税管理課長が現市長の選挙対策本部長であった県議に対して行った処分停止問題についての相談業務における弁護士に係る起案書を含むすべての文書という請求があり、6番もそういった処分停止に関する請求で、それがずっと12番まで続きます。

さらに、29ページの15番、30ページの16番からずっとこういった処分停止に関する請求があった状況です。

2番目に多かった保健所許認可関係の文書ですが、34ページの整理番号の57番に千葉市中央区の営業許可申請者の氏名及び住所がわかる公文書という請求があり、これは保健所の食品衛生課が所管するものですが、こういった許認可関係の内容について

の請求が26件ありました。

続いて、10ページの4番に、開示請求者の状況として、表5、開示請求者の区分別の状況を整理してあり、市内の個人の方又は市内の事業者等の団体からの請求、あるいは千葉市外に住所を有する者の個人の請求、千葉市外の団体の請求のうち、本市の区域外に住所を有するものの請求が238件と半数以上を占めています。次に多いのは市内の事業所または法人等の団体が請求した72件、次に市内の個人が53件、最後に千葉市外の団体の40件です。合計で402件の請求がありました。

11ページに、実際に請求者がどれくらいの数であったか、平成6年度からまとめてあります。平成16年度は402件の請求がありましたが、実際には55の個人又は団体からの請求でした。

表7、開示請求件数の上位者の状況として、1位者が221件の請求で、千葉市外に住んでいる個人の方が1人で221件の請求をしています。次に多いのが27件で、市内にある事業所を有する団体、3位が市内の事務所を有する団体から24件の請求がありました。

5番目、部分開示決定または不開示決定の理由別の状況ですが、何らかの理由として第7条の各号に規定された不開示条項があり、それによって部分開示または不開示決定をしておりますが、そういったものをまとめたものが表8です。不開示情報が全体で161件ありますが、そのうち多いのが2号に該当する個人情報公文書に含まれていたとして、87件の不開示をしています。具体的には、用地買収交渉に係る相手方の氏名と住所、買収地の地番及び実測面積並びにその買収額で、個人情報を不開示にしているものです。

6号該当、事務事業執行情報として37件ありますが、先ほど言いました今年度多かった処分停止に関する請求で不開示になっているものがありますが、税の滞納オンライン操作マニュアルとか、徴収事務マニュアルとか、そういったものが知られると事務執行上、問題があるという理由から不開示としたものです。

さらに多かったのが、公文書不存在として188件があり、請求はしたのですが、実際にはそういった公文書がなかったので不存在の不開示決定をしたというものです。これも税の関係の請求です。

それでは、資料2の公報に戻りまして、2ページ目の2、不服申立ての件数及びその処理状況です。不服申立ての件数は、継続案件が4件、これは平成15年度以前からあったもので、それが平成16年度も継続していたものです。16年度新規に不服申立てがあったものが2件です。

その不服申立て中、(2)ですが、どのような処理がなされているかで、そのうち決定又は裁決済は3件、千葉市の情報公開審査会に諮問中のものが1件、あと取り下げられたものが1件です。

運用状況報告書に戻りまして13ページの不服申立ての状況について、13ページから14ページにかけての表にまとめてあります。

続いて、資料2の公報に戻って、3、千葉市情報公開審査会の運営状況ですが、運用状況報告書では14ページです。情報公開審査会が平成16年度中は7回ありました。諮問は3件あり、新規に諮問されたものが1件、計4件の諮問案件について審議していただきました。

諮問に係る処理状況は、答申が3件、継続審議が1件あります。

具体的にどのような諮問であったかですが、運用状況報告書の90ページです。これは85ページからですが、不服申立ての内容及びその処理状況で、平成16年度に該当するのが90ページの諮問第23号から24、25、26号があり、27号まで関連しています。諮問第23号については平成16年10月14日に答申が出されており、内容は千葉市の中学校において2年生の3学期の期末試験の社会科の問題とその解答という請求があったものです。あとは3年生の1学期の中間、期末の社会科の問題について開示請求がありました。あと、小仲台、新宿、緑町、朝日ヶ丘の各小学校における6年生の社会科のテスト問題等について開示請求があり、不開示決定をして、これについて不服申立てが出て審査会に諮問され、平成16年10月14日に、現に存在するものは開示し、存在しないものは不開示が妥当であるという答申をいただいています。

諮問第25号は市長交際費に関する開示請求で、こちらも部分開示決定を行っていますが、平成16年7月30日に原処分は妥当であるという答申が出されています。

諮問第26号は、千葉市教育委員会定例会の会議録をメモリースティックという録音媒体に記録したものについての請求があり、不開示決定を実施機関である教育委員会が行っていますが、それに対して不服申立てが出て諮問をされ、平成17年1月19日に全て開示すべきだという答申をいただいています。

91ページに諮問第27号として、指導等経過状況があります。これは都市計画法の違反是正指導に関するものですが、これについての請求があり、実施機関は千葉市長（宅地課）ですが、不開示決定をしており、これについて不服申立てがなされた後、諮問がなされまして、平成16年度は審議中で平成17年度に継続されているものです。以上が審査会の関係です。

公報の2ページに戻りまして、4、千葉市情報公開審議会の運営状況です。こちらは、実際に会議が平成16年度に6回あったうち専門部会が3回で、千葉市における情報公開制度のあり方という答申が平成16年11月30日に出されています。その答申の内容は運用状況報告書の117ページ以降に掲載しています。

公報の2ページに戻りまして、附属機関等の会議の公開に関する状況として、運用状況報告書では21ページ、附属機関等の会議の公開の状況ということで、平成16年度には附属機関等の設置数は全体で150機関、そのうち会議を公開とする附属機関等が91、非公開とする附属機関等は44、公開、非公開の決定を行っていない附属機関等は16です。

23ページには、実際にそういった附属機関等で開催された会議の状況を表にしたもの

です。150の全ての附属機関中、公開する附属機関の会議で91機関中、公開したものが159件、一部公開したものが12件、全体で171件の会議を公開しています。全く非公開だったものが2件ありました。

公報の3ページに戻りまして、最後に出資等法人の文書開示申出の件数及びその処理状況ですが、千葉市に出資等法人が16あり、運用状況報告書では5ページに、どのような出資等法人があるか財団法人千葉市国際交流協会から次ページの財団法人千葉市教育振興財団までまとめてあります。そのうち平成16年度中に文書開示申出は、4つの出資等法人に対して5件ありました。具体的な申出の内容は、運用状況報告書の83ページに記載されています。千葉市住宅供給公社に対して申出があったものが一番上で、次のページ5番目の社会福祉事業団に対する申出まで記載されています。

以上が情報公開に関するものです。

続きまして、個人情報保護制度に関するものです。資料2の5ページをお開きください。こちらは情報公開と同様に公告第57号で、市長は毎年1回、千葉市個人情報保護条例に基づく各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を公表するという規定がありますので、それに基づいて公開しているものです。

主な内容ですが、個人情報取扱事務の届出状況が一番目にあり、6ページ目に個人情報の開示請求の件数及びその処理状況を記載してあります。

3以降については、特になかったものですが、訂正請求、4番目は削除請求、5番目は不服申立ての件数、6番目は是正の申出の件数、7番目は再度の是正の申出の件数ですが、いずれも特にありませんでした。異議申立てもありませんでしたので、8番目の個人情報保護審査会の運用状況も特に開催されておられません。

9番目は、個人情報保護制度運営審議会の運営状況で、平成16年度中に11回の会議を開催し、平成16年11月30日に答申をしているということは、各委員さんもお承知のところですので。次に、7ページ目に簡易な手続による開示の実施状況で、あらかじめ定められた個人情報について、口頭で開示請求ができるものとして上がっているものがこのようになっています。

5ページに戻りまして、個人情報取扱事務の届出状況で、平成16年度中には30件の開始の届け出があり、変更が87件、廃止が23件で、平成16年度末で最終的に1,479の届出事務がなされている状況です。

運用状況報告書の157ページをお開きください。ここには、制度が始まった平成8年度から16年度までの経緯が記載されていますが、開始された平成8年度末には1,216件あった個人情報の届出事務が平成16年度末には1,479件に増えており、年々増えているという状況です。

平成16年度に新たに開始された30件の届出事務は具体的にこういったものがあるかですが、182ページをごらんください。実際にあった届出事務の一覧が載っていますが、主立ったものに2番目、条例第6条第1項の規定により開始手続がなされたもので、例え

ば企画課では第2次5か年計画に関して有識者懇話会と市民アンケート、団体アンケートを行ったということで、新たに事業が始められて、個人情報を収集するに至ったものが、こういった形で掲載されています。そういったものが全体で30件ありました。

183ページには、87件の変更届けについて、例えば3番目の条例第6条第1項の規定による変更届けで、(2)の市長・固有事務の中で上から4番目に市民局市民部地域安全課というものがあり、これは以前、交通安全課という組織の名称だったものですが、名称の変更があり、変更届けがなされているものです。

あとは、実際に具体的に掲載されている個人情報がなくなったり、増えたりというものが全体で87件です。

届出制とは具体的にどういうものであるかですが、お手元の手引書の246ページが、実際に各実施機関が個人情報の取扱事務がなされた場合に届け出る様式で、すべての事業についてこういった形式で出されており、市民が閲覧できるようになっています。

247ページに記載例がありますが、枠の部分を黒く塗りつぶしてある、そういった個人情報を事務ごとに持っているものです。これが市政情報室に配架され、市民は全体で1,479件の届出事務の状況を知ることができます。

補足ですが、平成17年度に個人情報保護条例を全部改正し、届出事務に関しても若干変わっており、従前では個人情報を1年しか持たないものであっても、届出をする必要がありました。条例改正により、1年に満たないものについては、届け出をする必要はないという整理をしていますので、次年度以降はそういった内容がかなり変わると思われます。

最後に、個人情報の開示請求にどのようなものがあつたかですが、運用状況報告書の169ページをお開きください。個人情報の開示請求は平成8年度に制度を設けましたが、平成14年度に請求数が64件あり、そこをピークにして若干減り、平成16年には34件の請求がありました。

具体的な請求内容は、187ページに請求の処理状況があり、1番目の住民基本台帳・戸籍等に関する自己情報の開示請求が34件ありましたが、実人数は24人でした。主な請求は、住民基本台帳関係の情報についての自己情報の開示請求が全体で16件あり、戸籍関係の個人情報の請求が11件、保健福祉関係についての請求が8件という状況でした。

以上で報告を終わります。

(多賀谷会長) ありがとうございます。ただいま平成16年度の情報公開、個人情報保護制度の千葉市における運用状況について、資料に基づいて事務局から詳細な説明がありました。何かご意見やご質問等ありますか。

本年度、情報公開で402件という倍増に近い形になりましたが、ただ、それは市税の処分停止問題関係について199件という特殊事情だろうと思います。したがって、それほど極端に増えているわけではありません。それを除くと去年よりは、場合によると少し減っているという面もあります。

なぜ199件も出したのかということですが、先ほどの事務局のご説明に尽きるわけで

すが、例えば先ほど出てきた典型的な例ですが、情報公開制度にはこういう使い方もあるのかと思って感心したのが、30ページの18から23まで6つの開示請求が出ていますが、これは請求内容は全く同じで、それがどこにあるかわからないので総務部総務課、税務部税制課、税務部納税管理課と、しらみつぶしにあちこちにあてて問題のある文書が隠されてないかということを探したという形での請求であり、33ページの43から55までもそうですね。

皆さん、当然、背景等は新聞等でご存じでしょうが、情報公開制度というものはいざとなるとこういう武器として使われるんだということを実に示している、いい例というのか悪い例というかわかりませんが、そういう例であると思います。

会議の公開もいろいろな情報を詳細に上げていただきましたが、たくさんの会議の中で、どの程度会議が公開されているかということですが、23ページに開催された会議の公開、非公開という形で出ていますが、公開が173件で非公開が1,072件なので非公開の方が一層多いように見えますが、このうち非公開の保健福祉局の999件というのは介護認定の審査の話で、これは公開するわけにはいかないでしょう。999回というのは大変ですね。審査会は何部会に分かれているのでしょうか。十数部会くらいですか。

(事務局 大曽根市政情報室長) 区でやっています。

(多賀谷会長) 6審査会でこれだけ開催しているということは、毎週です。医者は大変ですね。要介護認定の話をやっているわけですから、それを除くと非公開は1,072引く999だから73、つまり実質的にはそれ以外は73というような状況です。それが公開度がどの程度のものかという点はいろいろご意見があるところだろうと思います。

公開されている会議といっても、実際に傍聴者がいないと余り公開の実質はないわけですが、24ページに出てくるように、43回について約28.6%、全体の4分の1強の会議について傍聴人がいたということです。それなりに傍聴者が結構いて機能しているという面があります。

(事務局 若菜総務課主査) 134ページ以降にそれぞれの会議について、傍聴人の定数と傍聴者数を出してあります。

(多賀谷会長) 134ページあたりに、例えば情報公開専門部会に定数10のところ5来たとありますが、ゼロというのは、開いていたがだれも来なかったということですね。一番多いのは、138ページの社会福祉審議会千葉市次世代育成支援行動計画に15人の方が詰めかけたというのは、結構多いですね。それなりにいらっしゃる。環境関係にもう少し来そうなものですが、意外に少ないですね。

情報公開については、私が気がついたのはそんなところですが、148ページ以下に非公開の資料があります。委員の方、何かありますか。

引き続き個人情報保護の方です。こちらは開示請求等はそれほど多いわけではありません。開示請求が減ってきていますが、これは、先ほどあったような印鑑とか、住民票の写し等に関する交付請求が少し減ってきたということでしょうか。187ページ以降が開

示請求の処理状況です。これを見て、ちょっと気になったのは33番で、「私の子が平成13年度市立高校入学者選抜学力検査において作成し、採点された答案用紙」という請求について一切不開示という対応を教育委員会がした。答案用紙に配点が書いてあるのでしょうか。点数自体は教えているのですか。これは大学当局者にとって非常に、我々にとっても微妙なところで、国の審査会に大阪大学の法科大学院の試験結果の、それは論文試験でしたが、開示請求があり、開示しろという結論が出ました。ですから、おそらくこれは、答案用紙の中にそれぞれの個別の問題についての採点が出てきてしまっているのではないかなと思います。それを出すか出さないかというのは、国の判例等でももめている、非常に微妙なところで、その動向を注意しておいていただきたい。教育関係者の我々としても、正直言って出したいくないが、出さざるを得なくなる可能性もなくはないので、特にレポートは大体採点して返してしまえと大学では方針が動いています。國學院はどうですか、私立大学ですからその点はまだいいのでしょうか。小賀野委員、千葉大のロースクールはどうですか。

(小賀野委員) 幸いに今のところは、そういう請求はありませんし、問題にもなっていません。これからは、問題意識が高いですから心配です。

(多賀谷会長) よく、不合格になった方が、なぜこんなに低い点数なのかと文句を言われることが出てきています。そのときは学生に対して、入学者選抜の答案用紙を個別的な情報提供という形で、その場で見せるということはしているのでしょうか。点数は出しているのでしょうか、微妙なところでしょうか。

そのほかありますか。

(藤田委員) こういう制度に乗った開示請求と、そういうものではなく、下位のものもあったようですが、それを知りたいのに教えてくれないというものを直接行ったような場合も、行政にはきちんとこういう請求制度がありますから、それにのっとって請求してくださいという処理をすることになるのですか。なあなあというか、そういうところで提供するということは今はないのですか。実際はどんな感じでしょうか。

(事務局 大曽根市政情報室長) 実際、そういうお話があったときに、所管にとって不開示とすべきものがなく、請求されても同じものであれば、その場に出してくださいという願いは市政情報室としてはしております。ただ、慎重になり過ぎているところも実際あり、窓口に行ったようですがこちらを紹介されたという方が市政情報室にいらっしゃるときがあり、そういうときは私どもの対応として、なぜ情報提供できないのかと所管に問い合わせ、再度お願いしまして、できるだけ情報提供するようにしております。

(藤田委員) 原則的には、公開するという中で動いているのだから、判断にはこういう制度がなくてもできるでしょう。

(事務局 大曽根市政情報室長) 不開示になったときに異議申立てできるという請求者の権利を守るという意味では、開示請求の方がいいと思いますが、結果が同じというか、不開示の部分がないということであれば、権利とか異議申立ても関係ありません。

(多賀谷会長) 個人情報保護の場合には、本人性をチェックして、間違いなく本人である場合、本人に対して特別に非公開とする必要のないものは出します。情報公開の場合には、もう少し微妙な話で、基本的に何人にでも共通に見せます。そこで、あなただったら特別に見せるということをするかどうかはやや微妙な話ですね。だれにでも見せるものでしたら当然見せるし、そのようなものは市政情報室にも並べて、だれでも見てくださいますればよい。市議会議員が見せるといった場合には、特別に見せるということはありませんか。

(事務局 大曽根市政情報室長) そういう相談もありますが、市議会議員だからといって見せるのはおかしいでしょうとお答えします。

(多賀谷会長) 調査権だと言ったらどうでしょう。

(事務局 大曽根市政情報室長) 個人的な調査権はないと思われますので、委員会としても調査が来れば応じます。

(多賀谷会長) 委員会として調査が来ればですね。

(事務局 大曽根市政情報室長) 最終的には、所管の長の判断によるということです。

(多賀谷会長) はい。よろしいでしょうか。

(3) 諮問事項の審議

(多賀谷会長) それでは、次に、3の諮問事項についてご審議いただきたいと思います。

3の事項は、個人情報の本人収集の原則及び目的外の利用又は提供の禁止に対し例外の種類を定めることについてというものです。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局 大曽根市政情報室長) それでは、資料4と5を使ってご説明します。資料4は諮問書で、資料5は、例えばこういう例外の規定を設けているといったように、政令市と県の事例を一覧にしたものです。

根拠ですが、個人情報保護事務の手引きをごらんいただくと、まず、本人収集の原則の例外については、手引きの37ページです。市が個人情報を収集する場合、基本的には本人から収集しないとならないということがこの第7条第2項に規定されており、ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではないとして例外が定められています。その例外として、9つ掲げられており、1号として、本人の同意があるとき、2号として、法令またはこの条例に定めがあるとき等と例外規定が設けられています。最後に、第9号に、前各号に掲げる場合のほか、千葉市情報公開・個人情報保護審議会(以下、審議会という)の意見を聴いた上で公益上、特に必要があり、かつ当該個人情報を収集することが事務の性質上、やむを得ないと認められるときとして、最終的に前の8つの例外規定の事由に該当しない場合については、当審議会の方でご意見を伺って収集することができるという規定があります。

こういう規定がありますが、実際にそういう類型、事案が発生して、その案件ごとにこの審議会を開催し、委員の皆様のご意見を伺うということであると、なかなか事務の運営上、

実際には非常に難しい場合が多々ありますので、今回、諮問という形での類型化できるものについては類型化して、事務の効率化を図りたいということで諮問をさせていただきます。

こういった、類型化するという方式は、京都市や大阪市、神戸市、広島市、福岡市、また、一部について静岡市で定められていますが、すべての市で行っているわけではなくて、あくまでも、政令市では、資料の後ろにあります、6市しか行っていません。また、県でも行われているという状況ですが、事務の効率化のためにお願いしたいということです。

なお、例外の類型項目ですが、資料5をご覧くださいと、各市の欄のうち空欄になっているところは、実際、諮問としてなされていないものです。本市の場合は、できるだけ広く諮問させていただき、事前にお許しをいただきたいということでご理解いただければと思います。

それでは、個別にご説明いたします。

まず、本人収集の原則の例外について、条例では第7条第2項第9号ですが、全部で7項目です。

類型の1番ですが、栄典、表彰等の選考。栄典、表彰等を行うため、候補者に関する個人情報収集する場合。ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限るということです。この事務は、例えば春、秋の叙勲等がありますが、叙勲等については各市でも推薦し、県を経由して国に推薦という形になり、そのときに応募書類の中に候補者の履歴等、いわゆる功績調書があり、この方がどういう功績があるという資料、文書を作り、提出することになっています。ただし、理由にあります、この場合、履歴等を本人から収集すると、客観性、正確性を確保することが困難になったり、選考の公正性が損なわれてしまったりします。つまり、自分はこれだけ功績があるのだからと、逆に売り込みというか、無いものをあるとおっしゃる方も中にはいらっしゃるものですから、あくまでも水面下で動いて事務を進めていくという性格のもので、これは国からも本人には絶対知らせないように、決定するまでは本人に知られないように動いてくださいという指導があるものですから、本人同意がとれないということです。なお、同じように類型化していますが、資料5にあるように、神戸市とか、広島市、福岡市、千葉県です。

続いて、2番目の審議会委員等の選任、委嘱です。委員、講師等を選任、委嘱するため、候補者に関する個人情報を当該候補者の所属する団体等から収集する場合です。ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限るというふうにしています。委員としてふさわしい識見をお持ちの方かどうかということ、委嘱する側として判断があります。本人から収集すると、情報の客観性や正確性を確保することが困難になったり、候補者に事前に委員になるという期待を抱かせてしまったりするということから、こういう例外規定を定めておくものです。

3番目ですが、各種申請、届出等として、申請、届出等を受けるときに、当該申請者、届出者等以外の個人に関する情報を申請者、届出者等から収集する場合ということです。

どんなものがあるかという、例えば会員名簿を会長から収集する場合、一々会員全員から了承をとっていただくということがなかなかできないものですから、一括で類型化しておくということです。

4番目ですが、相談、要望、意見等として、市民から相談、陳情、要望、意見、苦情、主張等を受けるときに、その内容に当該相談者等以外の個人に関する情報が含まれている場合で、相談等の内容は、相談者等の意思により一方的にされるものであり、その内容に当該相談者等以外の者の個人情報が含まれていても、事務の性質上、その部分のみ分離して収集を拒むことができないため、市の業務の中で当然、相談業務というのがあり、相談を受けたときには相談カードとか、そういうものを作成して今後に残すという事務をしています。相談したときに、例えば隣の家の さんの犬がうるさいから、市で何とかしてほしいという、そういう相談もあり、相談する人にとっては自分の情報ですから相談したということで守れるのですが、隣の人の名前は隣の人の個人情報ということで、こういう相談があったということを、ストレートにその隣の人に伝えて、こちらで収集しますよというようには本人同意が得られないものですから、類型化しておきたいということです。これについては、資料5を見ると、千葉県も含めて、すべての市で類型化しています。

続いて、案内状等の送付です。これは挨拶状、案内状等を送付するため、個人情報を収集する場合です。ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限るとして、当該実施機関または他の実施機関が実施した事業の参加者等に対し、関連する事業や催し物等の案内をしたり、儀礼上の必要性等により、挨拶状や関係資料を送付したりする場合があります。住民の負担の軽減、市民サービスの向上や事務の効率的な処理のために必要であると認められる場合あり、市がいろいろな催し物をしたりするにあたり、案内状を送付したりするとき、実際に一々個人から承諾を得てその案内状の発送先等を伺うわけにはいかないものから、こういう形で事前にご了解をいただきたいということです。これについては、実際に類型化しているのは京都市だけですが、千葉市としては広くということで、類型化したいものです。

6番目は、災害対策ということで、災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、事前に個人情報を収集する場合です。ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限るということで、収集の理由ですが、過去の災害の事例や災害時に助けが必要であることが見込まれる個人の情報を事前に集約しておく必要があるため、実際に災害が発生したときの独居老人の方は自分で逃げられないということにかかわらず、その情報がないと、何かあったときに、災害が起きたときに助けに行けないというような事例も発生しますので、そういう場合についても事前に類型化しておきたいということです。これも同じように、実際に類型化しているのは、表にあるとおり、京都市だけです。こういう問題については、昨今、新聞でも言われているのですが、個人の安全という観点から、そういう新たな安全面からも必要だということで諮問いたします。

7番目は防犯カメラについて、市の施設の管理等をするにあたり、個人の映像等の情報

を収集する場合です。ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限るということです。理由は、不測の事故、事件等が発生したときに、正確な事実の把握を容易にするために必要であると認められるためです。設置する目的の達成に必要な範囲内で可能な限り、設置している旨をわかりやすい場所に表示するものとするということで、実際にこのように防犯カメラについて類型化している市はありません。各市でいろいろと考え方がありまして、ある市は防犯カメラを設置しているという表示をすることによって本人同意があるものと解釈していますが、幾らカメラを設置しているとわかるといっても、本人が同意しているところまでは解釈上、難しいのではないかと千葉市としては解釈しており、こういう形で類型化をお願いするものです。

以上が本人収集の原則の例外についてです。

続いて、目的外の利用又は提供の禁止の原則の例外として、先ほどは収集するときの例外をお願いしたのですが、今度は提供する場合の例外です。

諮問書の3ページで、条例は第8条、手引書の46ページです。原則的には実施機関は個人情報を取り扱う事務の目的以外のために個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならないとしており、基本的に提供の禁止が定められています。ただし書きとして、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではないという例外規定が6つ挙げられており、1番は本人の同意があること、2番に条例等の定めがあるとき、3番は個人の生命、地位または財産を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき等という理由があり、最終的には同じように6号で前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で公益上、特に必要があり、かつ当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるときということで、審議会のご意見を聴いて、同意がとれれば、こういう形でも提供できるという規定がありますので、これに従って、この例外の類型化をお願いするものです。

まず、第1ですが、栄典、表彰等の選考ということで、これは先ほどの収集の反対解釈でして、先ほどは千葉市の実施機関が定める表彰等の選考をするために収集するという規定をお願いしましたが、今度はその反対で実際にそういう候補者のデータを持っているところに、そういう請求に応じられるようにこういう形で明確に類型化をお願いするものです。これについて、資料5の3ページですが、類型として認められているのが、京都市、神戸市、福岡市です。

続いて、2番ですが、研究、統計資料作成ということで、専ら学術研究又は統計資料作成のために、個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合で、ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限るとしており、学術研究又は統計資料の作成において、研究等の成果が公益に資するなど、公益上の必要が認められるためということで、同じように例外規定を認めているのが、資料5にありますように、京都市、大阪市、神戸市です。

続いて、3番の案内状の送付です。挨拶状、会議等の案内等を送付するために個人情報

を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合です。ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限るとして、これもまた先ほど収集で説明したものの反対で、実際にこういう規定がないと提供できないものですから、類型化をお願いするものです。

これについても、類型として認められているのは京都と神戸市、さらに千葉県です。

続いて、4番目のアンケート対象者の抽出です。これはアンケート調査や実態調査等を行うときに、対象者を選定するため、個人情報を実施機関内部で利用したり、他の実施機関に提供したりする場合です。ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限るということで、事務事業に関するアンケートを行うときに、対象者を抽出することが事務の性質上必要である場合があります。千葉市も実際に市民アンケートをとりますが、そういう場合、だれに出すかは、特にその人に指定しているわけではなく、各町内から何名とか、一定の法則で事務的に抽出するようになっておりますので、こういう規定を設けています。

5番目は、報道機関への提供ということで、報道機関へ発表し、又は報道機関からの取材に対応するため、個人情報を提供する場合です。ただし、市民等に知らせることが公益上、必要であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限るということで、対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、報道された場合の影響等から判断して、社会通念上許容される範囲内で報道機関へ提供することが必要な場合があるためです。事故等特別の理由があるときに、発表することが公益上必要なことがあるためという理由で、早急な場合については、提供することはやむをえないのではないかといい、こういう形で類型化をお願いするものでして、これについては京都市、神戸市、広島市、千葉県が類型化しています。

6番目は、弁護士法の規定に基づく提供で、弁護士法第23条の2第2項の規定に基づく弁護士会からの照会に応じて個人情報を提供する場合です。ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限るということです。弁護士法第23条の2で、弁護士は所属弁護士会に対し、法務省または公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めるとしており、その申し出を受けて弁護士会が今度は実際に照会する場合がありますが、弁護士会は前項の規定による申し出に基づき法務省または公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めるといえる規定がありますので、こういう規定に基づいて照会があったときの対応について事前に類型化しておくことをお伺いするものです。弁護士法に規定があるのですが、これについては市町村は必ず回答しなければならないという義務規定ではないものですから、その旨、照会があったごとに審議会のご意見を伺うということではなく、事前に了解を得ておきたいということで諮問しております。これについては、資料にあるよ

うに、静岡市を除いて、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市及び千葉県で類型化しています。

7番目は町内会、民生委員等への提供ということで、町内会、民生委員等が行う記念品等の配付又は敬老会の開催等のために、個人情報を提供する場合です。ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限りです。理由は町内会あるいは民生委員等が行う公共的な事業の運営のために、市として協力する必要がある場合があるためです。各町内会、あるいは民生委員さん主催で敬老会等は実際に行われていますが、だれが対象者になるかということは、市からの情報がなければなかなか把握できないという事例も実はあるので類型化をお願いするものです。この類型は、広島市だけで定めていますが、できるだけ幅広くという観点から類型化をお願いしているところです。

説明は以上です。

(多賀谷会長) ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの本人収集の例外と目的外利用についての類型の説明について、こういう類型がないから本人以外から収集しない、あるいは目的外提供しないというわけではなく、現実には多くの自治体で条例に書いてある例外規定を解釈して、それに基づいて本人以外から収集したり、あるいは目的外利用をしている実態があります。したがって、この事前類型についての審議会での縛り方は大きく2つあり、1つは事後的に審議会に報告するというやり方と、事前に類型化して報告をするというやり方があります。甲乙つけがたいところがありますが、千葉市の場合には事前にこういう形でやる場合がありますよということを示すことで、示した以上、それは一つの基準として、市としてそれに縛られるということになりますので、この基準についてご意見を聴いて、必要ならば手直しをするということにしたいと思います。

ご意見等がありますか。まず、本人収集の方からです。栄典や審議会委員の選任等、今までの日本の慣行として自薦ではなくて間接的に情報をお聞きして、それで選ぶということになっていると思います。審議会委員の中で、例えば公募でやる場合は違いますよね。

(事務局 大曽根市政情報室長) はい。

(多賀谷会長) 基本的に、公募の場合には自分で自分の情報を出していくようになりますよね。

3番目の各種の申請、届出等ですが、事例がよくわかりませんでした。申請、届出等の要件として第三者である本人以外の情報を提供することが定められているということでしたが、この要件として定められている部分は、例えば規則等で定められているということですか。

(事務局 大曽根市政情報室長) 要綱等です。

(多賀谷会長) 規則とか要綱ですね。

(事務局 大曽根市政情報室長) 例えば補助金をもらうときに、団体の人たちが何人い

るとか、会長さんが出すことがあり、その会員の名簿があります。

(多賀谷会長) 本当は、あまり言いたくないのですが、要綱等では不必要なものまで集めている傾向があるのではないかという気が多少します。ですから、補助金の場合がそうなのです。その場合に、市民サービスの向上とか事務の効率的な処理という点では、確かにその名簿を出してもらう方が簡便なのでしょうが、出される会員としては、知らないうちに会長が出してしまっているわけです。案内状送付とは、具体的には何ですか。

(事務局 大曽根市政情報室長) 催し物というか、そういうときに招待状をよく配布しますが。

(多賀谷会長) そのリストをつくるということですか。

(事務局 大曽根市政情報室長) はい。そのときに、本人からでは大変ですから、団体さんから直接、会長さんが教えてくださるのです。例えば、市制何周年記念事業等では、市民の方をご招待して、市民憲章等がありますので、そのときに使います。

(多賀谷会長) そのときにつくったリストはそのまま保管しておくのですか。

(事務局 大曽根市政情報室長) 実際に、後でどういう方をお呼びしたかとか、後の人が仕事をしやすいようにとっておくということ、千葉市ではやっております。

(多賀谷会長) 災害対策の方で、これは基本的に災害弱者ということによろしいでしょうか。

(事務局 大曽根市政情報室長) はい。

(多賀谷会長) これは、よく問題になるところで、新聞等で書いてありますが、災害等のときに動けないような人、要介護者とか、そういう人たちのリストはありますか。作るのはいいのですが、今度はそれを実際に利用するときに、ある別の市の話ですが、それを現実に誰が使うかということです。消防団でしょうか。消防署の職員ならいいでしょう。消防団が持っている、それに基づいて災害の対応や予防訓練などを行ったら、なぜお前が知っているのだと、けんかになってしまうそうですから、災害弱者として登録されたくない、放っておいてくれという人が、多分、中にはいます。収集は仕方がないかもしれませんが、この利用についてはちょっと問題があります。

(平戸委員) 今のことで、これは過去の事例等から、どうやって情報収集するのでしょうか。というのは、千葉市で前に台風が来たときに、ある区で、想定していなかったのですが、避難してきた方がいて、受け入れてくれと区役所へ行ってしまって、来られた区役所でも困ったという話がありました。ですから、どのセクションでこういう情報を、つくろうとしているのですか。

(事務局 大曽根市政情報室長) 防災の部署です。今後、動くと思いますが、そういうものがないと福祉事務所から提供を受ける形になります。障害者リストというか、そういうものは、何級で動けないなどわかりますから、実際、運用していく上では、そういうものがないと防災計画を作ることができません。

(多賀谷会長) 防災マップに要介護者等の情報を福祉からもらって、防災マップでどの

家に動けない人がいるか赤丸をつけていくのですね。

(平戸委員) 大事なことですよね。

(多賀谷会長) 大事なことなのですが、余計なお世話だという人がいます。微妙なのですね。

(平戸委員) だけど、この時代、当然やってほしいという感じもあります。

(多賀谷会長) それはそうなのですが、ただし、自分の家に要介護者がいるということを知りたい人が中にはいるのです。市の職員だけだったら守秘義務があるからいいかもしれないが、消防団あたりに流れると、それは知られたくないところに情報が行ったということで、抵抗があるかもしれません。

(多賀谷会長) 消防団員は非公務員ですか。

(事務局 大曾根市政情報室長) 消防団員は公務員です。

(稲垣委員) 今の関連ですが、あちこちに「ただし、権利利益を不当に侵害しない場合に限る」と書いてありますが、この概念がわかりにくいですね。

(多賀谷会長) そうですね、実際にね。

(稲垣委員) 権利利益を侵害する場合としない場合は、どういう場合を想定しているのでしょうか。この基準があいまいですし、だれが判定するのかとか、どれくらい権利利益を侵害するのかとか。逆に、侵害する場合とはどういう場合なのか、どういう場合を想定しているのか。防犯カメラもそうです。権利利益を侵害する場合と侵害しない場合で、防犯カメラをつけたり消したりできるのか、もしやったら機械的にそうなるのでしょうか。

(多賀谷会長) 防犯カメラについて稲垣委員から意見が出ましたが、防犯カメラで写した画像は長期保存するのですか。

(事務局 大曾根市政情報室長) 実際に保存しています。市としては、録画していなければ収集にならないのですが、現に収集しているところで残しているところがあり、何らかの規定がないと、今は違法状態であり、困っている状況です。

(多賀谷会長) 録画しているので、本人が後で見れば、個人が識別される可能性があるということですね。

(事務局 大曾根市政情報室長) 識別されないと、そういうカメラの意味がないので、ある程度、顔つきまでわかるようになっています。

(多賀谷会長) 見ることはできるのですね。

(事務局 大曾根市政情報室長) 新しい施設はほとんど録画機能を持ったものを置いてあります。

(多賀谷会長) 録画といってもテープではなく、ハードディスクでしょう。

(事務局 大曾根市政情報室長) テープです。

(多賀谷会長) テープですか。

(事務局 大曾根市政情報室長) 本当に最近のものはわかりません。

(多賀谷会長) 半年とか1年とか保存するのですか。どんどん保存していったらきりが

ありません。

(稲垣委員) 上書きするでしょう。

(多賀谷会長) 普通は48時間とか1週間たったら上書きして消してしまうのが普通ですが、それでも個人データは、千葉市では個人情報取扱事務になっているのですね。国の仕組みでは、例えば1週間以内とか、あるいは1年以内に消してしまうものは対象ではないといえます。さっき説明があったように、千葉市の場合はほんの少しでも撮っていれば、全部対象だということですか。

(事務局 大曽根市政情報室長) 期間まではあまり認識がないのですが、確認してみます。

(藤田委員) 防犯カメラの件は、実際に市のごみの最終処分場にあります。地域の住民の方々が処分場に変なものを持ってきているのではないかとということで、監視カメラをつけなさい、それは3か月くらいは保存しなさい、そして、我々が行ったときにはいつでも見せなさい。それならばいいですよといった話がありまして、つけたという事例を知っています。

(多賀谷会長) 不法投棄をチェックするのですね。

(藤田委員) これがいいのか悪いのかは難しいです。

(多賀谷会長) 確かに、悩ましい話ですね。

(事務局 大曽根市政情報室長) 千葉市としては、条例上というか、解釈上は期間は関係なく、一定期間保存します。

(多賀谷会長) 6か月保存だったら対象になってしまうかもしれませんね。

(藤田委員) その処分場は全部埋め立て終わりましたから現在はないということですが、一時的にはそういうことがありました。

(多賀谷会長) これは仕方がないでしょうね。防犯カメラというものを設置すること自体が、今のご時世では市は認めざるを得ないということです。

(藤田委員) 稲垣委員が言われたように、問題なのは、ただし書きのところですね。この解釈をまた解釈していったら大変な話になって、それなら1件ごとの案件みたいな形になってしまいますね。

(多賀谷会長) ですから、解釈で悩ましい話が出てきたら、また1年に1回でも審議会等で報告してもらった方がいいと思います。問題のある例について、どう解釈したかというところです。そういうのがあるとこれで白紙委任はなかなかやりにくいというのが委員の意見です。実際に悩ましい話で、こういう形で本人収集してということ、抽象的な感じで、ある程度まるめた感じでもいいのですが。

目的外利用の方はいかがでしょうか。ここで私が、ちょっと気になったのは、研究、統計資料作成のところですが、これもただし書きで書いてあるわけですが、それはほかの自治体の例を見ると、研究と統計資料作成のための場合には識別可能性を抜くとあります。要するに、個人名を抜いた形で提供するという形で書いてあるから、千葉市の場合はどう

するのですか。名前を入れたまま、研究、統計の場合に出してしまうということですか。

(事務局 大曽根市政情報室長) 基本的には、名前は消す形で出しています。

(多賀谷会長) 医師などで、それでは困るという人がいるのですか。統計資料は絶対名前は出ないですよ。

これは、私の提案ですが、「ただし、後に、原則として識別可能性を抜くなどして、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める場合に限る」と、そんな表現をつけ加えていただいた方がいいのではないかと思います。

その次は、もう一つ、これも悩ましい、皆さんのご意見を聞きたい。5番目の報道機関への提供です。これは、提供するのは市職員の情報ですか、それとも一般市民の情報ですか、両方あり得るのでしょうか。

(事務局 大曽根市政情報室長) 基本的には市の職員についてはほとんど出しております。

(多賀谷会長) 懲戒処分も全部出すのですか。

(事務局 大曽根市政情報室長) いいえ、基本的には、懲戒処分は一定以上のものというところで行っています。

(多賀谷会長) 報道機関が匿名社会だといい、個人情報保護法ができたので、オープンにしないということで文句を言っています。この基準で実際に機能するかなと、ちょっと心配ではあります。

(藤田委員) 一般的に報道機関は、最近、自分の足で資料を取らないで、ここに来て、あるところに行ってデータをほしいか、そういうケースが結構あるので、この辺のところは自分の足で稼ぎなさいと言いたいです。そうでなければ、上っ面な記事しか書けませんよということの方が強いので、これはなくていいのかなと思いましたが。

(稲垣委員) 今度は、広がり過ぎるのです。さっきの身体障害者がどうかという情報は、何でも全部対象です。特に職員にとっては、すべての市の持っている情報はこれが全部で、これ以上必要があれば、当然、常識の範囲内と言うのでしょうか、この基準では、全てであり、職員だけと限定されてないですよ。それもどうかと思います。

(藤田委員) ほかのところはどうなっていますか。

(多賀谷会長) ほかのところも、似たような感じになっています。書いてあってもなくても似たような感じになりそうな気がします。

(稲垣委員) これは仕方がないですよ。

(多賀谷会長) 書いてなくても対応するでしょう。書き方はどこも全く同じです。

(稲垣委員) 公益上必要であれば個人情報は何でも全部ということになってしまいます。

(事務局 太田総務部長) 原則の例外ということで、極めて狭く解釈していくべき内容かなという感じがします。

(稲垣委員) そうですね、仕方がないのでしょうか。

(事務局 太田総務部長) ここの文言ですと、そこまで表していません。

(多賀谷会長) 公益上という表現に何か限定をつけますか。例えば、個人情報保護の利益を上回る公益性を有しということを用いると、少しは限定的な表現になるのではないですか。稲垣委員が言うように、単に公益性だけではなく、こんな形の形容詞をつけて、個人情報保護と公益性とをバランスにして、そして公益性が優先するような例外的な場合だということですね。そういうニュアンスにした方がいいでしょう。

6はどうですか。これは、法令に基づく申請ではないのですか。

(藤田委員) 先ほど説明があったように、求めることができるということです。

(多賀谷会長) できるということですか。

(事務局 大曽根市政情報室長) 罰則があれば別ですが、任意性が多少が入っているということです。

(多賀谷会長) 刑法第179条の場合もこうでしたっけ。片方は任意性があるため。捜査機関の照会、単なる照会も任意性があるわけですね。

(事務局 大曽根市政情報室長) ただ、それは国等への提供で、条例に規定があります。

(多賀谷会長) そうですね、国等ですから5項に入っていますね。弁護士は国等ではないですからね。

(事務局 大曽根市政情報室長) 弁護士会は国等には入りません。

(多賀谷会長) 町内会、民生委員等への提供ですが、記念品等の配布又は敬老会の開催等の場合だけですか。町内会とか、民生委員というのはこういう仕事しかしないのですか。そんなことはないでしょう。

(仲田委員) そんなことはないですよ。これ以外にもっとたくさんあります。

(多賀谷会長) その場合には個人情報は要らないでいいのですか。

民生委員には、法令上の義務として、例えば要介護者かどうか分からないですが、一定の方のところへ直接行かなければいけないわけですよ、その場合の情報の提供は、この規定がなくてもできますよね。

(事務局 大曽根市政情報室長) 確かにできます。

(多賀谷会長) 法令の規定に基づく、法定業務ですか。

(平戸委員) 情報を持っていないと仕事できないですからね。

(多賀谷会長) 民生委員は当然ですね。

(仲田委員) これは町内会に限らず、団体だってみなそうです。

(多賀谷会長) でも、町内会はメンバーについての名簿は持っていらっしゃるわけでしょう。

(仲田委員) 名簿は持っています。ただし、いつかの審議会のときにちょっとお話ししたかもしれませんが、平成17年度から町内会のしおりという冊子があるのですが、これは一連の番号を打って、それで配布先まで全部明示しておくということで、それで表紙の裏だったと思いますが、これは目的以外には使用してはならないというようなことを書いて、それで配布しています。だから、そのときに作るか作らないかという問題も大きくし

たのです。これは、全体の町内会の名簿をつくらないと市行政でも何でも困ってしまうわけです。

(多賀谷会長) 町内会の名簿をつくるために市から情報をお願いしますか。

(事務局 大曽根市政情報室長) いいえ、それはしていません。

(仲田委員) 逆ですよ。町内会の方から市に対して提供するものでしょう。

(藤田委員) それは、仲田委員、各町内会の会員さん個々の名前を掲載した名簿ということではなくて、町内会自治会ごとの代表がだれで、住所はどこで、会員さんが何名だというのが掲載されている、そういうリストですよ。

(仲田委員) そうです。ですから、個々の各町内単位の住民に対する帳簿というのは、それぞれの単位自治会で作ってもらっています。市連協になると、市の全体のことになって、現在、協会だけでも1,000ちょっとありますから、これは7区については何々協会、代表者はだれ、会員数はどのくらい、組数がどのくらい、代表者の住所、氏名というように、この程度はやっています。会員個々の名前は出ていません。

(事務局 大曽根市政情報室長) 一応、事務方としてできる限り広く出したものですから、正直申し上げてここまで相当深く議論はしておりません。大変申しわけありません。各市でも類型化していると考えて提案いたしました。

(藤田委員) 町内会と民生委員さんではちょっと違うではないかと思います。

(仲田委員) 違いますよ。

(事務局 大曽根市政情報室長) 今のお話を伺いまして、おおむね許可はいただけたようですが、町内会の方はちょっと議論が足りないと思いますので、この7番については取り下げをさせていただきます。

(仲田委員) 民生委員の場合は法的な根拠がありますが、町内自治会の場合は、法的根拠はなくて、任意の問題です。

(伊藤委員) 3月25日の新聞にも個人情報のさっきの防災のことが出ていますね。ですから、あまり良くないのでは。

(多賀谷会長) ただ、その記事は、防災のために災害弱者についての情報を収集をしないと、いざという場合に本当に困るから、それは収集しなければいけないという、多分そういうニュアンスで出ていると思います。

(伊藤委員) そうです。

(多賀谷会長) 私は、別の自治体で、この場合には本人同意をとったらどうかという提案をしました。嫌だという人は放っておけということですが、そうもいかないでしょうか。

(藤田委員) 行政はそうもいかないでしょう。

(仲田委員) 行政はそうでしょうね。町会ならば、嫌だというなら、ああ、そうですかといえますね。

(多賀谷会長) その例は、たしか、消防団に提供する場合には、本人が嫌だといったら提供するのはまずいだろうということでした。行政の場合は仕方がないでしょう。

今日は、いろいろと意見がありました。目的外利用の7については少し時期尚早ということなので、今後も検討していただきます。それから、幾つか指摘がありました点、研究、統計資料、それから報道機関の対応についても、ただし書きが一律的であるのが心配なので、多少、手を加えさせていただくことを提案します。

この例外規定については、この審議会に事務の方から諮問していただいたわけですが、我々が今、提案をした部分に修正を入れた答申という形になるわけですか。

(事務局 大曾根市政情報室長) とりあえず、諮問の案を実はご用意してありますが、もう少し考えさせていただいてよろしいでしょうか。

答申案を配付

(多賀谷会長) これが答申の案ですが、今、意見が出ましたので、この案どおりにはいかないですね。

(事務局 大曾根市政情報室長) はい。

(多賀谷会長) 最後の「今後・・・」はいいですね。このことは先ほど、どなたかが発言されましたね。本人収集のところについては、修正部分は特にはありませんが、目的外利用については、後でよろしければ、私と事務局で案文を考えますが、「ただし研究、統計資料、要するに資料策定のところについては、原則として識別可能性を修復可能でない形の提供とする。」また、報道機関への提供については、「個人情報保護の利益を上回る公益性がある場合に限り、」と修正します。なお、町内会、民生委員等への提供については、時期尚早として削除するという意見をつけた形で答申をするという形で、もし委員の皆さんがよろしければさせていただきたいのですが、よろしいですか。

(中曾根副会長) 今のこの類型というのは、結局のところ、最後のところのこの答申の案で書いてありますように、本審議会の意見を聴いたものとして皆さんに渡すのですか。

(多賀谷会長) そうです。

(中曾根副会長) そうすると、例えば何か災害対策とかという問題が出てきたときに、その収集については本人以外から収集をしてよろしいということで、私たちは判断しましたということで、審議会を開かないで進められるということですね。ただしという、ただし書きの方はどこで決めるのですか。

(多賀谷会長) 包括的な規定はルーティーン的な本人以外収集、目的外利用の場合についてやります。だから、ルーティーンからちょっとはみ出たような形での収集とか目的外提供になった場合に、それをルーティーンでやってもいいのかどうかということは事務局として疑いが出てくるでしょう。そこまで拡大してもいいのかというようなことについては、審議会でもた詰るといふ趣旨だと思います。要するに個別に目的外利用した場合ごとに審議会を開催すると、毎週、あるいは毎月開かなければいけないので、とてもそれはできないだろうという趣旨だと思います。

(小賀野委員) これで結構だと思いますが、事後の報告はしないでもよろしいのですか。念のために、何かということであれば、それがちょっと入っていると少し安心な気がしま

す。

(多賀谷会長) それは微妙な話で、最初の条例をつくるときに、私は入れ忘れたのですが、こちらの個人情報保護制度の運用状況報告のところに、今のようなところ、例えばどいう形で目的外利用をしたとか、そういう項目は出てきてないわけですよ。

(事務局 大曽根市政情報室長) ありません。

(多賀谷会長) 出てきてないわけですね。だから、今の小賀野委員から意見があったとあり、あるいは仲田委員も心配だということで、もし審議会としてできれば、1年に1回でいいですので、どいう形で目的外利用をしたかまとめてもらいたい。事務局として、それはある程度抑えているわけですよ。

(事務局 大曽根市政情報室長) 協議はその都度です。

(多賀谷会長) それをまとめた形で、一覧表の形で出していただけると、我々としても、それは安心だということになります。ほかの自治体ではそういうことをやっているところがありますので、作業はちょっと大変かもしれませんが、そうやって、どいう形で、このガイドラインによって提供されていくかということについてまとめてください。

(事務局 大曽根市政情報室長) 1年に1回、こいう運用状況の報告がありますので、そのときにあわせて、新たに項目を設けまして報告いたします。

(多賀谷会長) そうですね。そうしていただくと確かに一体としてどうやって動いていくか、後から見ることで、審議会の委員とお話ができると思います。本当は最初に条例をつくるときに、これを、条例の中に入れておかなければいけなかったのですが、結果的に入っていませんでしたので、よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

(一同「はい」)

(多賀谷会長) それでは、今のような附帯意見をつけて、案文は私の方で会長の義務として、相談しますので、それを条件に答申案を承認していただいでよろしいでしょうか。

(一同「はい」)

(多賀谷会長) ありがとうございます。

(4) その他

(多賀谷会長) それでは、議事4にその他とありますが、事務局から何かありますか。

(事務局 鈴木総務課長) 会議の議事録の確定方法についてご確認をお願いします。本日の会議録案を事務局におきまして作成いたし、各委員さんへ後日お送りいたしまして、ご意見をちょうだいします。いただいたご意見をもとに修正案を作成いたしますが、その確定につきましては会長さんに一任していただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(一同「はい」)

(事務局 鈴木総務課長) ありがとうございます。

(多賀谷会長) それでは、これをもちまして、第3回情報公開・個人情報保護審議会を

終了します。事務局から何かありますか。

（事務局 鈴木総務課長） 本日は、長時間にわたりご審議を賜りまして、まことにありがとうございました。本日、資料が多く重い資料がございますので、後日、資料をご送付させていただきます。

本日はありがとうございました。

（問い合わせ先）

千葉市総務局総務部総務課市政情報室

TEL 043 - 245 - 5717